

佐久市告示第70号

令和8年度狂犬病予防等委託業務に係る指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同法第243条の2第2項の規定により告示する。

令和8年4月30日

佐久市長 柳田 清二

- 1 指定公金事務取扱者の所在地及び名称
所在地 長野県佐久市中込3313-2-401
名称 株式会社 動物病院事務サポート
- 2 指定公金事務取扱者に徴収又は収納に関する事務を委託する公金
犬の登録（鑑札の交付を含む。）手数料及び犬の狂犬病予防注射済票交付手数料
- 3 指定公金事務取扱者による事務を開始させる日
令和8年4月1日

佐久市告示第71号

佐久市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年佐久市条例第106号）第4条第1項の規定により令和8年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画を別紙のとおり告示する。

令和8年4月30日

佐久市長 柳田 清二

令和8年度

佐久市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

佐久市 生活環境課

令和8年度 佐久市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定により、第二次佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（令和7年3月）に基づき、令和8年度佐久市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画を次のとおり定めます。

1 処理計画期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

2 処理計画区域

佐久市の全域

3 計画を推進するための施策

(1) 排出抑制・再使用計画

令和8年度の計画	第二次佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
<ul style="list-style-type: none"> ・市広報紙等を利用した普及啓発 ・生ごみ処理機等の購入補助 ・生ごみ処理機等の広報及び啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスの削減 ・生ごみ減量化の推進 ・プラスチックごみ削減の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・簡易包装の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・過剰包装の削減
<ul style="list-style-type: none"> ・生活系ごみの処理手数料徴収の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活系ごみの処理手数料徴収の実施

(2) 再使用（リユース）の推進

令和8年度の計画	第二次佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
<ul style="list-style-type: none"> ・リユースの大切さの啓発や再使用ルートに関する情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・リユースを実践できる環境整備

(3) 再生利用（リサイクル）の推進

令和8年度の計画	第二次佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
<ul style="list-style-type: none"> ・紙ごみの再生利用の促進 ・雑がみ分別袋作成方法PR ・事業系可燃ごみに含まれる紙ごみの資源化徹底の依頼、訪問調査、指導等 	<ul style="list-style-type: none"> ・雑がみの分別の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・少量でも排出できる対応の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・雑びんの分別の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・製品プラスチックの処理ルートや回収方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・製品プラスチックの資源化
<ul style="list-style-type: none"> ・資源の大切さ、環境美化及び環境保全に対する意識を高める啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・区、学校などによる資源回収の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・店頭回収や拠点回収による資源回収量の把握(今後の廃棄物施策の策定等への活用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市収集以外の資源物排出量の把握
<ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみの分別概要資料を事業所訪問時に配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみの処理に関するマニュアルの作成

(4) 事業系ごみの3Rの推進

令和8年度の計画	第二次佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
<ul style="list-style-type: none"> ・30・10運動の推進 ・飲食店に対して、食品ロス削減依頼 ・飲食店に対する生ごみの水切り啓発 ・食品ロス削減についてPR ・フードドライブの窓口についての情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスの削減
<ul style="list-style-type: none"> ・事業者への啓発、市内の受入業者を活用して資源化の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系古紙の回収促進
<ul style="list-style-type: none"> ・事業系生ごみの堆肥化に向け、事業者への交渉の実施 ・公共施設から出る生ごみの堆肥化の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系生ごみの堆肥化の推進 ・給食施設や病院など公共施設から出る生ごみ堆肥化の継続
<ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみ袋の値上げの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみ袋（処理手数料）の価格の検討
<ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上の事業者に対する廃棄物減量化計画の作成依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減量化計画の作成
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設におけるごみ袋開封調査や、事業所を直接訪問してのごみ内容調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみの実態把握と実地検査の強化

(5) 情報提供、普及・啓発

令和8年度の計画	第二次佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
<ul style="list-style-type: none"> ・各種媒体を活用した情報発信の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみに関するわかりやすい情報発信
<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市LINE公式アカウントの周知 ・情報発信の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市LINE公式アカウントの活用による情報提供
<ul style="list-style-type: none"> ・資源循環や環境問題への関心を高めるための方策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育の継続 ・出前講座の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育の充実

(6) 環境美化活動の推進

令和8年度の計画	第二次佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
<ul style="list-style-type: none"> ・パトロールの実施 ・県や警察との連携 ・佐久市衛生委員会との連携による不法投棄防止啓発活動の実施 ・自治会を通しての不法投棄防止看板の配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポイ捨て、不法投棄の防止
<ul style="list-style-type: none"> ・一斉清掃など地域の環境美化活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の清掃活動への参加

(7) 収集・運搬

令和8年度の計画	第二次佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者及び許可業者による収集運搬体制を維持し、安全性の確保、衛生面の向上を図る。 ・エコ運転の実施 ・収集運搬の効率を高め、環境負荷の低減させるため、収集時間やルートなどの収集運搬 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した収集運搬体制の構築

方法の合理化の実施	
・ごみステーションの新設や廃止を検討	・ごみステーションの配置の検討
・区長及び衛生委員会を中心とした、ごみステーションの適正な管理や地域コミュニティ全体でのごみの分別徹底を推進する。	・ごみステーションの維持管理
・パンフレットや出前講座の実施	

(8) 中間処理

令和8年度の計画	第二次佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
・中間処理施設の適切な維持管理による、良好な環境の維持に努める。	・中間処理施設の適正な維持管理
・佐久市堆肥製産センターの今後の方針の検討	・中間処理施設の長寿命化と環境負荷の低減

(9) 最終処分

令和8年度の計画	第二次佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
・搬入管理、維持管理など施設の適正管理を継続するとともに、分別変更により、残余容量の確保に努める。	・最終処分場の適正管理
・水処理施設の適正な維持管理を行う。	
・災害廃棄物の受入の検討	・最終処分の将来計画

(10) その他検討すべき事項

令和8年度の計画	第二次佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
・共同処理について、長期的な観点から処理の最適化を図る。	・ごみ処理の広域連携
・指定袋に入らない大型のごみ及び資源物（うな沢第2最終処分場の受入品目を除く）について、民間の一般廃棄物処理業者等での適正な処理処分が継続されるよう、市民や事業者へ、市のホームページや市広報紙などで普及啓発する。	・ごみステーションに出せないごみ等への対応
・エアコン・テレビ・洗濯機・冷蔵庫・パソコンなど、家電リサイクル法や資源有効利用促進法などの個別リサイクル法による各業界の自主回収、再資源化の取組について、市民、事業者にPRし促進する。	
・資源物・民間業者対応品目を除く指定袋に入らないごみや小型家電については、うな沢第2最終処分場への直接搬入の普及啓発を行う。	
・うな沢第2最終処分場へ直接搬入できる品目の周知。	

<ul style="list-style-type: none"> ・高齢や障がい等によりごみの排出が困難な世帯について、見守りやごみ出しなどの地域での支援を推進しつつ、福祉部局等と協議を進め、現行の「佐久市家庭ごみ収集支援事業」の利用状況の検証、また委託業者等によるごみ出しや、ごみ出しを支援する地域団体への支援金の交付など、他自治体の取組事例を参考に、今後の支援体制を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・排出困難世帯への対応
<ul style="list-style-type: none"> ・市外からの転入者や移住者が、分別方法が理解できる媒体の活用について啓発を進め、ごみの適正な分別、さらには減量化を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市外からの転入者・移住者などへの対応
<ul style="list-style-type: none"> ・介護が必要な高齢者の増加による紙おむつの排出量の増加について、汚物を取り除いてからの紙おむつ廃棄を継続して周知するほか、メーカー等による実証試験が行われている紙おむつのリサイクルについて、今後の技術動向を注視する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化の進行に伴って増加するごみへの対策
<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市災害廃棄物処理計画の見直しの実施 ・災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を図るため、具体的な計画を策定し、災害時の円滑な廃棄物処理体制の確保に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画の見直し ・災害時の処理体制の構築

※上記記載内容について、災害や社会情勢、廃棄物施策に係る方向性の変更等の影響により、実施を見合わせることもあります。

4 収集・運搬計画

(1) 家庭系ごみ

ア 家庭ごみの収集（定期収集）について

3大分別（可燃ごみ・埋立ごみ・資源ごみ）14種類（①可燃ごみ、②埋立ごみ、資源ごみA【古紙類③新聞紙、折り込み広告・④古本、雑誌、雑がみ・⑤ダンボール】資源ごみB【⑥スチール外金属・⑦アルミ・⑧古布、古着類・⑨紙パック】資源C【⑩ペットボトル】資源D【雑びん⑪無色透明びん・⑫茶色びん・⑬その他の色のびん】資源E【⑭容器包装プラスチック】に分別し収集します。

（*白田地区は、生ごみの分別収集のため、4大分別15種類）

収集は、各区で設置し、維持管理しているごみ収集ステーションに「令和8年度 佐久市家庭ごみ・資源物収集カレンダー」で定められた収集日に、市が委託した収集業者が次の収集回数により収集運搬します。

ごみの出し方、分別については「家庭ごみ・資源物の分け方、出し方」で決められたルールに従っていただく。

可燃ごみ	埋立ごみ	資源ごみ (容プラ)	その他の資源ごみ	生ごみ (白田地区)
*週2回	2月に1回	週1回	月1回	週2回

*白田地区は、週1回

(佐久地区)

種 類	委 託 業 者 名	収 集 区 域
可燃・埋立ごみ	(株) 光和建设	岩村田・東地区
可燃・埋立ごみ	浅間清掃(有)	中佐都・高瀬・野沢地区
可燃・埋立ごみ	(有) 東信環境衛生社	野沢・中込地区等
可燃・埋立ごみ	東信塵芥収集企業組合	中込地区等
資源 A (古紙類)	佐久総合資源センター協同組合	佐久地区全域
資源 B (缶・布・紙パック類)	佐久総合資源センター協同組合	佐久地区全域
資源 C (ペットボトル)	(株) 光和建设	佐久地区全域
資源 D (雑びん)	(株) 光和建设	佐久地区全域
資源E (容器包装プラスチック)	東信塵芥収集企業組合	岩村田地区
資源E (容器包装プラスチック)	浅間清掃(有)	高瀬・野沢・東・中佐都・中込地区
資源E (容器包装プラスチック)	佐久総合資源センター協同組合	中込地区

(臼田地区)

種 類	委 託 業 者 名	収 集 区 域
生ごみ・埋立ごみ	佐久浄設工業(有)	臼田地区
生ごみ・埋立ごみ	吉沢輸送	切原地区・田口地区一部
生ごみ・埋立ごみ	吉沢輸送	青沼地区・田口本村地区
可燃ごみ	(株) 金山	臼田地区全域
資源A (古紙類)	佐久浄設工業(有)	臼田地区全域
資源B (缶・布・紙パック類)	佐久浄設工業(有)	臼田地区全域
資源C (ペットボトル)	佐久浄設工業(有)	臼田地区全域
資源D (雑びん)	佐久浄設工業(有)	臼田地区全域
資源E (容器包装プラスチック)	(株) 平元商店	臼田地区全域

(望月・浅科地区)

種 類	委 託 業 者 名	収 集 区 域
可燃ごみ・埋立ごみ	クリーン浅科	浅科地区全域
可燃ごみ・埋立ごみ	(有)小松環境保全工業	望月地区全域
可燃ごみ・埋立ごみ	(有)小松環境保全工業	望月地区全域
資源A (古紙類)	春山商店	望月・浅科地区全域
資源B (缶・布・紙パック類)	春山商店	望月・浅科地区全域
資源C (ペットボトル)	春山商店	望月・浅科地区全域
資源D (雑びん)	春山商店	望月・浅科地区全域
資源E (容器包装プラスチック)	(有)小松環境保全工業	望月・浅科地区全域

イ 引越しごみ等について

上記、定期収集日に出せない引越しごみ等については、以下の方法で運搬します。

(ア) 可燃ごみ及び臼田地域の生ごみについては、民間処理業者へ相談の上自己搬入します。

(有料)

(イ) 埋立ごみについては、指定された埋立ごみ袋に入るものは入れ、袋に入らない埋立ごみがあれば一緒に公営の埋立処分場へ自己搬入します。(無料)

(ウ) 資源ごみについては、民間処理業者及び資源業者へ相談の上自己搬入します。(有料)

(エ) 粗大ごみについては、市が許可する一般廃棄物処理業者及び資源業者へ相談の上、自己搬入か収集運搬許可業者へ委託し搬入します。(有料)

(オ) 資源ごみについては、民間処理業者及び資源業者へ相談の上自己搬入します。(有料)

ウ 特定家庭用機器廃棄物（テレビ・薄型テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機）について

購入店または買い替えをする販売店での引取り、若しくは民間の廃棄物処理業者での処理を依頼します。

エ 使用済小型電子機器等

下記の場所へ自己搬入します。

うな沢第2最終処分場、市役所本庁舎、臼田支所、浅科支所、望月支所、生涯学習センター（野沢会館）、浅間公民館、東公民館

オ びんの拠点回収について

資源ごみ袋に溜まらないような少量のびんはうな沢第2最終処分場へ自己搬入することもできます。

カ 乾電池の拠点回収について

乾電池は埋立ごみとしてごみ収集ステーションに排出するほか、うな沢第2最終処分場へ自己搬入することもできます。

キ 消火器・廃油（灯油）の処分について

生活環境課へお問い合わせいただき、取り扱い可能な事業者をお知らせします。

(2) 事業系ごみ

次のいずれかの方法により処理します。

ア 許可を受けた処理施設（公営及び民間施設）へ自己搬入します。

イ（収集運搬業及び処分業の許可を持っている業者）許可業者へ処理委託します。

ウ 生活環境の保全上支障のない方法による自社処理にて処理します。

(3) その他のごみ

地域団体等の奉仕活動等による清掃ごみ等については、その実施者が市へ相談の上、市職員若しくは市委託業者が収集運搬します。

(4) 外部搬出

佐久市内で資源化处理等できない廃棄物については、処理施設のある市町村との協議等終了後、処理を行う。

5 中間処理計画

(1) 可燃ごみ

下記の焼却施設にて、焼却処理します。

名 称	佐久平クリーンセンター
設 置 者	佐久市・北佐久郡環境施設組合
所 在 地	佐久市上平尾2033番地ほか
型 式	全連続運転式
公称能力	110トン/24時間 (55トン/24時間×2基)
処理する廃棄物	可燃ごみ

(2) 資源ごみ

市の委託業者によって資源化処理を行います。

- * 容器包装プラスチックについては、日本容器包装リサイクル協会にて資源化処理を行います。

(3) 生ごみ(臼田地区ほか市長が認める者)

下記の堆肥化施設にて、堆肥化処理を行います。

名 称	佐久市堆肥製産センター
設 置 者	佐久市
所 在 地	佐久市臼田2915番地4
型 式	堆肥化
公称能力	13トン/日
処理する廃棄物	生ごみ、蓄糞、籾殻

(4) 木くず

佐久平クリーンセンターにて焼却処理(サイズ制限あり)、または市が許可する一般廃棄物処理業者にて処理を行います。

(5) 特定家庭用機器廃棄物

販売店等または製造業者を通じて資源化処理を行います。

(6) 廃タイヤ

タイヤを扱う販売店、ガソリンスタンド等に引取りを依頼する他、市が許可する一般廃棄物処理業者にて処理を行います。

(7) 適正処理困難物(家具類、マッサージチェア、電気毛布等)

市が許可する一般廃棄物処理業者(適正処理困難物の処理のできる業者)にて処理を行います。

(8) 特別管理一般廃棄物

市が許可する一般廃棄物処理業者(特別管理一般廃棄物の処理のできる業者)にて処理を行います。

(9) 医療系廃棄物

医療機関等から排出される医療系廃棄物は、医療機関が責任をもって適正に処理します。

在宅医療系廃棄物については、市で認められた廃棄物(ごみ収集ステーションに出せる廃棄物)以外は、医療機関等へ相談し適正に処理します。

(10) 市が一般廃棄物と併せて処理できる産業廃棄物

(佐久市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第16条により)

紙くず、繊維くず、動植物性残渣、ガラスくず及び陶磁器くずとします。

6 最終処分計画

(1) 家庭系埋立ごみ及び事業系一般廃棄物の埋立ごみ(市の施設で受け入れられる埋立ごみ)

下記の処分場において、市の収集計画にある家庭系埋立ごみ及び事業系一般廃棄物の埋立ごみを処理します。

名 称	佐久市うな沢第2最終処分場 (埋立処分地)
所 在 地	佐久市横根970番地
届出年月	平成13年10月
設置年月	平成15年 3月
埋立面積	11,200平方メートル
埋立容量	148,000立方メートル
年間埋立量	約 88立方メートル/年
残余容量	約36,424立方メートル (令和8年度末見込)
処理する廃棄物	不燃ごみ (可燃ごみ、資源として再利用が可能なもの、家電製品・金属類・粗大ごみ・産業廃棄物・建築廃材以外の廃棄物)
埋立方法	最終処分場の底部より、順次、コンパクターにて、破砕転圧後即日、タイヤローダーにてセルアンドサンドイッチ方式により覆土して埋立処分する。
浸出水処理能力	50立方メートル/日 (新処分場 40 m ³ ・旧処分場 10 m ³)
処理方式	凝集沈殿 (カルシウム除去) + 生物処理 + 凝集膜処理 + 高度処理 (活性炭吸着等)

(2) 粗大ごみの一部等(望月・浅科地区)

下記の処分場において、粗大ごみの一部等(望月・浅科地区)を埋立処理します。

名 称	川西最終処分場 (埋立処分地)
所 在 地	佐久市望月2179番地18
届出年月	平成 3年12月
設置年月	平成 5年 3月
埋立面積	23,950平方メートル
埋立容量	39,000立方メートル
年間埋立量	約80.3立方メートル/年
残余容量	約1,492立方メートル (令和8年度末見込)
処理する廃棄物	不燃ごみ (粗大ごみ)・小型家電類
埋立方法	最終処分場の底部より、順次、コンパクターにて、破砕転圧後即日、油圧ショベルにてサンドイッチ方式により覆土して埋立処分する。
浸出水処理能力	20立方メートル/日
処理方式	接触ばっ気+凝集沈殿

(3) がれき等

下記の処理場において、家庭から出たがれき等を埋立処理します。

名 称	佐久市うとう南沢処理場
所 在 地	佐久市中込2, 865番地
届出年月	昭和54年
設置年月	昭和54年10月
埋立地面積	30,240平方メートル
埋立容量	241,920立方メートル
年間埋立量	45立方メートル/年
残余容量	46,310立方メートル(令和8年度末見込)
処理する廃棄物	一般家庭から工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片、ブロックの破片、瓦礫類(質、量を踏まえ通常一般家庭から出る少量のものに限る。木材や金属に類するもの等の混入があるものは除く。)で、事業者が関与していないもの(事業者が関与し、一般家庭の工作物の除去に伴って発生したものは産業廃棄物として処理をしなければなりません。)
埋立方法	搬入された瓦礫類等を、ショベルローダーで整地しながら、埋立処分をする。

(4) その他

佐久平クリーンセンターの焼却灰は全量リサイクルにつなげます。

7 市外からの一般廃棄物の受入れ

佐久市以外からの一般廃棄物の受入れについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に照らし問題が生じる恐れのない場合のみ実施することとし、必要に応じた搬入市町村との協議終了後、廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令第4条第9号イの通知を受けます。

8 排出状況、処理主体、処理計画等一覧表

【収集運搬計画】

(単位：ト)

ごみの種類		収 集 運 搬 計 画					
		収集主体	収集運搬量 見込(排出量)	収集 区域	収集回数 (委託)	収集方法(委託)	
生活系 ごみ	可燃ごみ	・定期収集ごみ (市委託業者) ・排出者自ら運搬 又は、一般廃棄物 処理業許可業者に 委託	13,404	市内 全域	週2回 (臼田地 区週1回)	ごみステーション 定期収集方式	
	埋立ごみ		528		2月1回		
	資源ごみ (容プラ)		932		週1回		
	資源ごみ (容プラ以外)		2,322		月1回		
	生ごみ (臼田地区)		256	臼田 地区	週2回		
事業系 ごみ	可燃ごみ	・排出者自ら運搬 又は市が許可する 一般廃棄物処理業 許可業者に委託	4,543	市内 全域	随時	/	
	埋立ごみ		4				
	生ごみ (臼田地区)		314	臼田 地区			
合計	可燃ごみ	/	17,947	/	/		/
	埋立ごみ		532				
	資源ごみ		3,254				
	生ごみ (臼田地区)		570				
	総合計		23,478				

【中間処理・最終処分計画】

(単位：ト)

ごみの種類	ごみの量	処理方法等	処理主体等	残渣の種類等
可燃ごみ	17,947	焼却	佐久平クリーンセンタ ー(一部事務組合)	焼却灰・飛灰処理物
埋立ごみ	469	圧縮転圧・覆土	うな沢第2最終処分場 (市直営)	
埋立ごみ	9	圧縮転圧・覆土	川西最終処分場	
埋立ごみ	54	圧縮転圧・覆土	うとう南沢処理場	

資源ごみ (容プラ)	932	圧縮・梱包 (⇒再資源化)	(株)平元商店 (処理委託) ⇒(財)日本容器包装 リサイクル協会	資源残渣
資源ごみ (古紙類)	897	圧縮・梱包 (⇒再資源化)	市委託業者	
資源ごみ (缶類)	139	圧縮・梱包 (⇒再資源化)	市委託業者	
資源ごみ (びん類)	418	破碎 (⇒再資源化)	市委託業者	
資源ごみ (ペットボトル)	83	圧縮・梱包 (⇒再資源化)	市委託業者	
資源ごみ (古布・紙パック)	652	選別・梱包 (⇒再資源化)	市委託業者	
資源ごみ (小型家電)	133	破碎 (⇒再資源化)	市委託業者	
生ごみ (臼田地区)	570	堆肥化 (再資源化)	佐久市堆肥製産センター (市直営)	

【佐久市の一般廃棄物収集運搬・処分業許可業者一覧】

令和8年4月1日現在

一般廃棄物収集運搬業（し尿・汚泥業者等除く）

業 者 名	住 所	電 話 番 号
浅間清掃(有)	佐久市鍛冶屋331番地1	0267-62-2025
イー・ステージ(株)	小諸市大字平原309番地1	0267-25-8880
(株)インテック	北佐久郡軽井沢町大字長倉957番地2	0267-45-0772
(有)エンジニアリングウッド	佐久市御馬寄1132番地	0267-66-7850
(株)アドヴァンシーク	東御市滋野628番地5	0268-84-2090
(株)光和建设	佐久市中込2598番地	0267-62-1494
(有)小松環境保全工業	佐久市春日2390番地2	0267-52-2545
(公) 佐久シルバー人材センター	佐久市取出町183番地	0267-62-1786
佐久浄設工業(有)	佐久市田口6434番地	0267-82-2653
佐久総合資源センター協同組合	佐久市瀬戸1204番地2	0267-62-5217
(株)零田建設工業	佐久市岩村田1337番地2	0267-67-2227
(株)トーシン	南佐久郡南牧村海尻2446番地2	0267-96-2544
東信塵芥収集企業組合	佐久市岩村田2222番地1	0267-68-0391
直富商事(株)	長野市大字大豆島3397番地6	026-222-1880
(株)長野県環境サービス	佐久市望月2084番地	0267-53-8051
春山商店	佐久市望月2179番9	0267-53-7667
(株)平元商店	佐久市臼田1094番地1	0267-82-2262
(株)あずさ環境保全	松本市波田2019番地	0263-92-3225
東京理工器(株)	上田市殿城874番地1	0268-24-1794
吉沢輸送	佐久市田口2476番地2	0267-82-3943

一般廃棄物処分業

業 者 名	住 所	電 話 番 号
イー・ステージ(株)	小諸市大字平原309番地1	0267-25-8880
(有)エンジニアリングウッド	佐久市御馬寄1132番地	0267-58-0182
(株)光和建设	佐久市中込2598番地	0267-62-1494
蓼科高原農場(有)	北佐久郡立科町大字芦田2000番地1	0267-51-5211
東海電設(株)	佐久市横根1188番地1	0267-67-0486
(株)平元商店	佐久市臼田1094番地1	0267-82-2262

【公営施設及び実施処理計画を補完する市内処理施設及び資源化施設一覧】

処理施設の種類	処理施設所在地等	廃棄物の種類及び計画処理量等
中間処理（焼却・破碎等） ・最終処分	佐久市小田井500番地 他 イー・ステージ(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ (110トン/24時間) ・埋立ごみ(120トン/日) ・その他粗大ごみ等の一般廃棄物、焼却灰、感染性一般廃棄物等
中間処理 (破碎・圧縮・溶融固化)	佐久市中込2598番地 (株)光和建设	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ(12.0トン/日) ・発泡スチロール (1.2トン/日) ・廃蛍光管(2.5トン/日) ・廃プラスチック、紙くず、木くず等(32.7t/日)
中間処理（破碎・圧縮・切断）	佐久市臼田1094番地1 (株)平元商店	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ(6.6トン/日) ・びん類(1.6トン/日) ・古紙類(5.1トン/日) ・ペットボトル(5.1トン/日) ・廃プラ(0.5トン/日) ・廃蛍光管(1.9トン/日) ・機密文書(4.0トン/日)
中間処理（破碎）	佐久市御馬寄1132番地 (有) エンジニアリングウッド	<ul style="list-style-type: none"> ・木くず（伐採木に限る） (13.5トン/日) (27.1トン/日) (282.4トン/日)
中間処理（破碎）	佐久市横根1188番地1 東海電設(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・木くず（伐採木に限る） (66.9トン/日)
中間処理（破碎）	佐久市協和3455番地10 他 蓼科高原農場(有)	<ul style="list-style-type: none"> ・木くず（伐採木に限る） (56トン/日)
資源化处理	佐久市瀬戸1204番地2 佐久総合資源センター協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙類(120トン/日) ・缶類(20トン/日)